

境の保全等に関する条例施行規則に基づく排水規制の改正について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会水保全部会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部環境保全課水保全対策室水保全班）

（電話 096-383-1111 内線 7356）

熊本県環境審議会公告第3号

第27回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年1月21日

熊本県知事 潮谷 義子

1 開催日時

平成17年1月28日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水道町14-1
メルパルク熊本 2階「有明」

3 会議内容

- (1) 会長選出、部会員の指名等
- (2) 審議事項
水俣港湾湾ダイオキシン類対策事業に係る費用負担計画について
- (3) 報告事項
① 平成16年度第2回温泉部会決議事項について
② 熊本県バイオマス利活用基本方針の策定について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）

（電話 096-383-1111 内線 7321）

熊本県屋外広告物審議会公告第3号

熊本県屋外広告物審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成17年1月21日

熊本県屋外広告物審議会会長 磯貝 恵三

1 開催日時

平成17年1月25日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ

3 議題

- (1) 禁止地域の指定について（熊本県屋外広告物条例第3条関係）
- (2) 許可地域の指定変更について（熊本県屋外広告物条例第5条第2項関係）
- (3) 特例許可について（熊本県屋外広告物条例第11条第2項関係）

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県屋外広告物審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観整備室景観班）

（電話 096-383-1111 内線 6076）

熊本県産業教育審議会公告第1号

熊本県産業教育審議会（第3回）を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成17年1月21日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成17年1月26日（水）
午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館
- 3 協議
(1) 「答申の素案」について
(2) キャリア教育を充実・推進するための「学習プログラム」等について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時20分まで会場入口において行い、事務局長（熊本県教育庁高校教育課長）が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
(2) 受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係）
（電話 096-383-1111 内線 6658）

